

○ 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府令第三十九号}大蔵省令第三十九号）

改正案

現行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
 第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令
 ・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
 第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令
 ・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	命令
	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国内基準に係る単体自己資本比率	
非対象区分			

自己資本の充実の状況に係る区分	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	命令
	国際統一基準に係る単体自己資本比率	国内基準に係る単体自己資本比率	
非対象区分			

	<p>第一区分</p>		<p>第一区分</p>
<p>一 単体普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p> <p>二 単体Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 単体総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 単体普通株式等Tier</p>	<p>国内基準に係る単体自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>
	<p>第一区分</p>		<p>第一区分</p>
<p>四パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率</p>	<p>国内基準に係る単体自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

	第二区分			
定める範囲	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国内基準に係る単体自己資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の
	一 比率 二 二・五パーセント以上四・五パーセント未満	一 パーセント以上二パーセント未満	一 自己資本の充実に資する措置に係る命令	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の
	二 単体Tier 1比率 三 パーセント以上六パーセント未満	一 パーセント以上二パーセント未満	一 自己資本の充実に資する措置に係る命令	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の
	三 単体総自己資本比率 四 パーセント以上八パーセント未満	一 パーセント以上二パーセント未満	一 自己資本の充実に資する措置に係る命令	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の
	第二区分			
	国際統一基準に係る単体自己資本比率	国内基準に係る単体自己資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の
	二 パーセント以上四パーセント未満	一 パーセント以上二パーセント未満	一 自己資本の充実に資する措置に係る命令	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の

一	単体普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
二	単体Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満
三	単体総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満

提出及びその実行	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
	三 総資産の圧縮又は増加の抑制
	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制
	五 一部の営業所における業務の縮小
	六 本店を除く一部の営業所の廃止
	七 法第十条第二項各号に掲げる

提出及びその実行	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
	三 総資産の圧縮又は増加の抑制
	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制
	五 一部の営業所における業務の縮小
	六 本店を除く一部の営業所の廃止
	七 法第十条第二項各号に掲げる

	第三区分
<p>一 単体普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上</p> <p>一・一三パーセント未満</p> <p>二 単体Tier 1比率 ○パーセント以上</p> <p>上・五パーセント未満</p> <p>三 単体総自己資本比率 ○パーセント以上</p> <p>二パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に</p> <p>国内基準に係る単体自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>
この命令	業務の全部又は一部の停止の命令
	第三区分
	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p> <p>国内基準に係る単体自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>
この命令	業務の全部又は一部の停止の命令

海外営業拠点を	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令	<p>2 法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	<p>定める範囲</p> <p>一 単体普通株式等Tier 1比率 ○パーセント未満</p> <p>二 単体Tier 1比率 ○パーセント未満</p> <p>三 単体総自己資本比率 ○パーセント未満</p>
				海外営業拠点を

海外営業拠点を	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令	<p>2 法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
				海外営業拠点を

	有する銀行及び その子会社等	有しない銀行及 びその子会社等
非対象区分	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲 一 連結普通株 式等Tier 1比率 四・ 五パーセント 以上 二 連結Tier 1比率 六 パーセント以 上 三 連結総自己 資本比率 八 パーセント以 上	国内基準に係る 連結自己資本比 率 四パーセント以 上
	有する銀行及び その子会社等	有しない銀行及 びその子会社等
非対象区分	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率 八パーセント以 上	国内基準に係る 連結自己資本比 率 四パーセント以 上

	<p>第一区分</p> <p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 三パーセント以上六パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 四パーセント以上</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p> <p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>
	<p>第一区分</p> <p>国際統一基準に係る連結自己資本比率</p> <p>四パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p> <p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

	<p>上八パーセント未満</p>		<p>第二区分</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p>	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p>
	<p>一 連結普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満</p> <p>三 連結総自己</p>	<p>一 パーセント以上二パーセント未満</p> <p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等</p>		<p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等</p>	<p>一 パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等</p>

資本比率 二
パーセント以
上四パーセン
ト未満

の受入れの禁止
又は抑制
五 一部の営業所
における業務の
縮小
六 本店を除く一
部の営業所の廃
止
七 子会社等の業
務の縮小
八 子会社等の株
式又は持分の処
分
九 法第十条第二
項各号に掲げる
業務その他の銀
行業に付随する
業務、法第十一
条の規定により
営む業務又は担
保付社債信託法
その他の法律に
より銀行が営む

の受入れの禁止
又は抑制
五 一部の営業所
における業務の
縮小
六 本店を除く一
部の営業所の廃
止
七 子会社等の業
務の縮小
八 子会社等の株
式又は持分の処
分
九 法第十条第二
項各号に掲げる
業務その他の銀
行業に付随する
業務、法第十一
条の規定により
営む業務又は担
保付社債信託法
その他の法律に
より銀行が営む

	第三区分
<p>上・五パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 ○</p> <p>パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 ○</p> <p>二 連結Tier 1比率 ○</p> <p>パーセント未満</p>
	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>
	<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>
	第三区分
	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>
	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>
	<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>

	三 連結総自己 資本比率 ○
満	パーセント未

3～6 (略)

7 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおり

3～6 (略)

7 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおり

とする。

非対象区分		自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	海外営業拠点を有する銀行等を有する銀行等としていない銀行持株会社及びその子会社等	海外営業拠点を有する銀行等を有する銀行等としていない銀行持株会社及びその子会社等	
一 連結普通株式等Tier 1比率	四・			
五パーセント以上				

とする。

非対象区分		自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
	第一基準に係る連結自己資本比率	海外営業拠点を有する銀行等を有する銀行等としていない銀行持株会社及びその子会社等	海外営業拠点を有する銀行等を有する銀行等としていない銀行持株会社及びその子会社等	
八パーセント以上	四パーセント以上			

	第一区分
<p>二 連結Tier r1比率 六 パーセント以 上</p> <p>三 連結総自己 資本比率 八 パーセント以 上</p>	<p>国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲</p> <p>一 連結普通株 式等Tier 1比率 二・ 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満</p>
	<p>国内基準に係る 連結自己資本比 率</p> <p>二パーセント以 上四パーセン ト 未満</p>
	<p>銀行持株会社及び その子会社等の経 営の健全性を確保 するための合理的 と認められる改善 計画（原則として 資本の増強に係る 措置を含むものと する。）の提出の 求め及びその実行 の命令</p>
	第一区分
	<p>第一基準に係る 連結自己資本比 率</p> <p>四パーセント以 上八パーセン ト 未満</p>
	<p>第二基準に係る 連結自己資本比 率</p> <p>二パーセント以 上四パーセン ト 未満</p>
	<p>銀行持株会社及び その子会社等の経 営の健全性を確保 するための合理的 と認められる改善 計画（原則として 資本の増強に係る 措置を含むものと する。）の提出の 求め及びその実行 の命令</p>

	第二区分
<p>二 連結Tier 1比率 三 パーセント以上六パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 四 パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二</p>
	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>一パーセント以上二パーセント未満</p>
	<p>次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその</p>
	第二区分
<p>第一基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>	<p>第二基準に係る連結自己資本比率</p> <p>一パーセント以上二パーセント未満</p>
	<p>次の各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその</p>

第二区分の二	
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応	五パーセント未満 二 連結Tie r1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満 三 連結総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満
国内基準に係る連結自己資本比率	
銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（銀行等に限る。）	実行 二 銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分 五 その他金融庁長官が必要と認める措置
第二区分の二	
第一基準に係る連結自己資本比率	
第二基準に係る連結自己資本比率	
銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（銀行等に限る。）	実行 二 銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分 五 その他金融庁長官が必要と認める措置

	第三区分	じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上 一・一三パーセント未満 二 連結Tier 1比率 ○パーセント以上 一・五パーセント未満 三 連結総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる	未満	の株式の処分等の措置のいずれかを 選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
	第三区分	未満	第一基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満	未満	の株式の処分等の措置のいずれかを 選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
	第三区分	未満	第二基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満		の株式の処分等の措置のいずれかを 選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令

業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

5 | 第一項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。）に係る算式により得られる比率をいう。

6・7 | (略)

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（前条第五項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

(新設)

5・6 | (略)

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2
4 (略)

2
4 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一條第一項及び第二項並びに第三條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する日までの期間	
四・五パーセント以上	三・五パーセント以上
六パーセント以上	四・五パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	一・七五パーセント以上三・五パーセント未満
三パーセント以上六パーセント未満	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	〇・八八パーセント以上一・七五パーセント未満
一・五パーセント以上三パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上〇・八八パーセント未満
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満

平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間							
四・五パーセント以上	六パーセント以上	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	三パーセント以上六パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一・五パーセント以上三パーセント未満	〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上二・五パーセント未満
四パーセント以上	五・五パーセント以上	二パーセント以上四パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満	一パーセント以上二パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満	〇パーセント以上一パーセント未満	〇パーセント以上一・三八パーセント未満